

豊中市自治基本条例の活用を進める事業企画書

企画全体にかかる基本コンセプト

豊中市自治基本条例は、市民主権の理念にのっとり、豊中市の自治の基本原則、自治の主体のあり方、主体間の参画・協働の原則等を定めた条例で、いわば豊中市の行政文化・風土を組み換える役割をになう条例です。しかし、市民の間にも行政職員の間にも自治基本条例の持つ意味が理解されているとは、言えません。この条例の活用を進めるためには、そうした実情を踏まえた企画が必要だと考えます。

企画に当たっては、プロセスそのものが従来の事業イメージでは不十分だと考えます。むしろプロセスそのものがこの条例の命といえるかもしれません。

また、この条例の活用は、自治体・地域社会のしよみの発想転換・体質転換を進めるものであり、かなり中長期の期間が必要になることも念頭に置きながら事業企画することが必要だと考えます。

そうした認識に立ち、求められている受託事業をつぎの基本コンセプトで展開します。

- ① 企画の段階から市民、行政職員、事業者などがフラットな同一テーブルにつく研究会等を組織し、市民自治のあり方、コミュニティーのイメージづくり等を学び・研究しながら、フォーラム開催や印刷物作成事業を進める。その運営はオープンなものとする。
- ② 「とよなか市民活動ネットきずな」がそのネットワークを生かすとともに、豊中市行政がこれまで市政運営の各分野で培ってきたネットワークと協働することで、多様な分野の市民活動団体・事業者等をつなぎ自治基本条例活用を進めるネットワークをつくる。こうした活用を進めるプロセスと、プロセスにおける市民間等での情報発信を共有することで、自治への意識を高める。
- ③ 「とよなか市民活動ネットきずな」がコアになり、参画してくる市民等の建設的な意見を取り入れながら、豊中市と協働のスタンスで具体的企画をつくり、よりよい企画をめざす。
- ④ フォーラムは、豊中市と多様な市民公益活動団体、事業者等の「協働」主催とし、新たな協働のひとつのイメージを市民にアピールする。
- ⑤ 印刷物は、条例の活用方法や活用により見えてくる「自立した豊かな地域社会」のイメージを描ける夢のあるものをめざす。
- ⑥ 豊中市自治基本条例の広報についても、市民公益活動団体や事業者等との協働で展開する。

事業ごとの企画

※事業概要、事業実施で狙う効果、実施スケジュール、実施体制(担当者の名前・貴団体での役職名・経歴や関わる活動)について、明記してください。

(1) 豊中市自治基本条例についてのフォーラムについて

(1) フォーラムの意味

この条例の意味や意義について、多くの市民や職員が、疑問、期待、想定される困難など、それぞれに違った理解、一様でない受け止め方をしています。このことを前提としながら、この条例の趣旨をどのようにすれば、活かしていくことができるのかを、いろいろな立場の人が共通認識していくことが、出発点になると、考えます。

そして、フォーラムは、こうした疑問や、期待、道程上の懸念を出し合い、この基本条例の運用によって、条例の主旨に対する新しい期待が確かなものになるような見取り図と工程表を描き出していく場となることが求められます。

(2) フォーラムを実のあるものにする要素

◆疑問、期待などについて、意見を出し合う主体、エリア、課題

- ①主体別(行政、市民、事業者)、②地域別(市内の各エリア)、③施策別(まちづくり課題など)。

◆基本条例の運用に関係する様々な主体

- ①行政の主管セクション、②法務セクション、③学識専門家、④「利害」当事者、⑤市民、事業者。

◆主旨を確かなものにしていくための理想と現実

①条例の主旨をめぐる論点と主体別、地域別の広がり、②既存の条例や規則等との整合状況。

◆見取り図と工程表づくり

①条例を頂点に、体系的・総合的に編成し直す作業と見直し。②各主体の関わりや役割。

(3) これらの要素を踏まえた研究会、フォーラム開催

◆これらの要素を、当面の取組みと中長期の取組みについて、きずなと市で整理し、今年の「フォーラム開催」を目標に研究会等の大筋の進め方を決める。以降、企画会議として、協働を進める。

◆研究会等…2007年度は、中長期の取組みの入り口として、学びと研究を中心に取組む。

◆フォーラム開催…研究会等の積み重ねを集約しながら、今後の取組や課題を浮き彫りにする。

(2) 豊中市自治基本条例の活用を進める印刷物(冊子やリーフレット等)について

自治基本条例の活用を進める冊子やリーフレット等は、この条例の意味や様々な受け止め方、今後の活用の可能性や期待を、夢と現実を交え、現在進行形のものとして、発行し、様々な形で活用されていくことが大切と、考えます。

編集内容については、この取組みプロセスと研究会やフォーラムの開催を通して、明らかになってくる論点と今後の取組や課題を基本に、これまでの行政が作成してきた冊子やリーフレット等に対する改善なども、学習・研究会の場で意見を求めていこうと考えています。

(3) その他、豊中市自治基本条例の広報周知に効果的な活動について

日本国憲法が施行されてまもなく、文部省は憲法の普及を目的として、中学一年生の社会科教科書として『あたらしい憲法のはなし』を発行しました。豊中市自治基本条例の市民への広報周知には、条例の内容が具体化されていけば見えてくる豊中市のまちのしくみ、行政システム、市民等の権利義務などがイメージできる『あたらしい豊中市自治基本条例のはなし』を豊中市が発行することが必要と考えます。

さきごろ話題になったスウェーデンの中学教科書『あなた自身の社会』なども参考になります。基本条例であるだけに、豊中市の全部局のあり方を見直し・変革することにつながります。それだけに、市長、議会を先頭に豊中市職員全体が全力をあげてこの課題にとりくみ、市民とも積極的に協働する体制が必要です。

そうした展望を持ちながら、本格的な広報体制で中長期の広報周知を行なうことを前提に、当面施行初年度のとりくみとして、お披露目の印刷物づくりとフォーラム開催を行なう。そのために市民と行政職員が協働する条例の活用を考える研究会をつくり、その活動を通して、いろんな団体・市民とのネットワークを広げ、地味ではあっても草の根的に自治基本条例の共に考える機会を創り、市民に伝えていくことが、自治基本条例の啓発と深まりに効果をもたらすと考えます。

(4) 実施スケジュール

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自治基本条例 フォーラム 企画会議 研究会					←	● 第一回	● 第二回	● 第三回	● 第四回	◎ 開催		

(5) 実施体制

鶴川 まき	きずな理事、市民活動情報サロンに勤務し実務経験を積む。
葛西 芙紗	きずな理事、NPO 法人国際交流の会とよなか代表。
是山 康代	きずな理事、NPO 法人オリーブの園代表。
平尾 和	きずな理事・事務局長 きずな役員、元市職員(人権・広報等)。
坂田 慶子	きずな理事・事務局次長。きずな役員及びサロン実務を経験。
黒田 三四郎	きずな理事・事務局員。NPO 法人ほがらか代表。